

# 大阪狭山市西山霊園使用承継申請書

平成 12 年 12 月 12 日

(あて先) 大阪狭山市長

使用者が死亡の場合は、押印の必要はありません。

使用者 住所 大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1  
氏名 狭山 太郎



承継者 住所 大阪狭山市大野台2丁目1番5号  
氏名 狭山 花子



次のとおり霊園の使用権を承継したいので許可して下さい。

使用許可年月日	平成 8 年 4 月 10 日	番号	第 1 号
使用場所	2 等地 A 区画 第 1 号	面積	4.0 m <sup>2</sup>
承継理由	使用者死亡のため。		
添付書類	前使用者の使用許可証、戸籍謄本又は抄本その他承継原因を証する書類、承継人の住民票の写し		

上記のとおり許可するものとする。

以下は、記入しないでください。

課長	参事	課長代理		主査	担当	受付者	受付番号	第 号
							起案	年 月 日
							決裁	年 月 日
							霊園台帳 記入	係印